

意見書第15号

「中小企業信用保証制度の抜本的な改善を求める意見書」について賛成の立場で討論。

いま銀行は、アメリカ発の金融危機を口実に融資の審査基準を引き上げ、広範な中小企業の間には「貸し渋り」や「貸しはがし」が広がっています。

ただでさえ消費不況や燃油・原材料の高騰で、苦難を強いられている中、追い打ちをかける銀行の横暴が目立ちます。

麻生内閣は、中小企業への金融を円滑にするとして、銀行への公的資金の注入を可能にする「金融機能強化法」の改正案を国会に提出しました。しかしこの法案は、そもそも銀行の収益性と効率性の向上を最大の目的で、広範な中小企業の<sup>きゅうじょう</sup>窮状を救う融資を保障するものではありません。

政府はこの10年間に12兆4000億円もの公的資金を銀行に注入しましたが、銀行の中小企業向け融資残高は約250兆円から180兆円に、3割も激減しました。

高利貸しの大手を競って傘下<sup>さんか</sup>に収めた大銀行は、昨年1年間だけでも中小企業への貸出を2兆7千億円減らしています。銀行の公共的な責任の放棄こそ、厳しく是正されなければなりません。

銀行の横暴とともに、「貸し渋り」を招いた大失政として見逃せないのが、自民党・公明党政権が強行した「責任共有」制度です。中小企業が金融機関から融資を受ける際、従来は信用保証協会が全額保障していたのを、「協会8割・銀行2割」に改悪したものです。この結果、「中小企業の信用力を補完する」という信用保証理念は踏みにじられ、制度が利用できるかどうかは実質、全て銀行が握るかのような横暴が助長されています。

政府は、中小零細企業の強い批判を受けて、「原材料価格高騰対応等緊急保障制度」を増設し、「新たな保障制度は全額保障にする」としています。これは政府自身が部分保障導入は失敗だったと認めるものです。

しかし、この制度はわずか1年半の時限措置であります。こうした、一時的な対応ではなく、部分保障制度そのものを撤回し、全額保障に戻すべきです。

金融は一人ひとりの中小業者の命綱であると同時に、地域経済を支える血液のようなものです。広範な中小業者が社会的・経済的役割を発揮するために不可欠であり、融資取得は生きるための権利でもあるため、必要な制度と考え、意見書に賛同いたします。

以上